

裁判員初の死刑判決

横浜地裁 2人殺害事件

東京・歌舞伎町のマージャン店経営者ら2人を殺害したなどとして、殺人や強盗殺人などの罪に問われた池田容之被告(32)の裁判員裁判で、横浜地裁(朝山芳史裁判長)は16日、求刑通り死刑を言い渡した。裁判員制度での死刑判決は初めて。

弁護側は起訴内容を争わず、強盗殺人罪の法定刑である死刑と無期懲役のどちらを選択するかが争われた。

検察側は公判で、被告が命ごいする被害者を電動ノコギリで切りつけるなどして殺害した犯行の残酷さを強調。麻薬密輸組織の上役で、被害者とマージャン店経営をめぐるトラブルを抱えた近藤剛郎容疑者(26)=海外逃亡中=が殺害を依頼し、「自己の力を誇示して

麻薬密売の利権を得るために殺害の依頼を引き受けた」として、動機の身勝手さや犯行の反社会性に言及した。

公判には遺族や婚約者ら計4人が出廷し、そろって極刑を求めた。

一方、弁護側は、法廷で遺族の厳しい言葉に接した被告が反省や償いの姿勢を見せ始めたことを強調。「被告に人間性は残っている。わずかでも死刑をためらう気持ちがあれば死刑にしてはならない」と裁判員の心情に訴えた。

永山基準については「やむをえない場合に死刑が許されると示した」と説明し、従来の量刑傾向だけでなく、「裁判員の良識、経験」をもとに死刑の可否を判断するよう求めていた。